（児童手当法施行規則の一部改正）

第三条　児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の七条を加える。

（令第七条の二第四号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第十二条の二　令第七条の二第四号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十二条第一項の規定の例による告知

二　国税徴収法第三十二条第二項の規定の例による督促

三　国税徴収法第百三十八条の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

四　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定の例による延長

五　国税通則法第三十六条第一項の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

六　国税通則法第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使

七　国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十四条第一項の規定の例による法律行為の取消しの裁判所への請求

八　国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予

九　国税通則法第四十九条の規定の例による納付の猶予の取消し

十　国税通則法第六十三条の規定の例による免除

十一　国税通則法第百二十三条第一項の規定の例による交付

（厚生労働大臣に対して通知する事項）

第十二条の三　令第七条の五の規定により、日本年金機構（以下「機構」という。）が厚生労働大臣に対し、自ら権限を行うよう求めるときは、次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

一　厚生労働大臣に対し自ら行うよう求める権限の内容

二　厚生労働大臣に対し前号の権限を行うよう求める理由

三　その他必要な事項

（令第七条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める権限）

第十二条の四　令第七条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める権限は、第十二条の二第六号から第九号までに掲げる権限とする。

（令第七条の八第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める月数）

第十二条の五　令第七条の八第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める月数は、二十四月とする。

（令第七条の八第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める徴収金）

第十二条の六　令第七条の八第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とする。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十八条第一項、第七十四条第二項及び第百九条第二項（同法第百四十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項（第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収金

（令第七条の八第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める金額）

第十二条の七　令第七条の八第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める金額は、一億円とする。

（法第二十二条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務）

第十二条の八　法第二十二条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第二十条第一項の規定による拠出金（同項第一号に掲げる者から徴収するものに限る。）その他法の規定による徴収金の徴収に係る事務（令第七条の二第一号から第五号までに掲げる権限を行使する事務、機構が行う収納、法第二十二条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促、同条第二項の規定による督促状の発行並びに次号、第三号及び第五号に掲げる事務を除く。）

二　法第二十二条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十三条第二項及び第三項の規定による納付に係る事務（納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。）

三　法第二十二条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。）

四　法第二十二条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務（令第七条の二第三号から第五号までに掲げる権限を行使する事務、機構が行う収納、法第二十二条第一項の規定によりその令によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促、同条第二項の規定による督促状の発行並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。）

五　第十二条の二に規定する権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

（健康保険法施行規則の一部改正）

第四条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「被保険者が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号。以下「令」という。）第六十四条第二項の規定に該当するときは、その被保険者に関する令第六十三条第一項各号の権限を行う地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険事務所長等」という。）を「当該二以上の事業所に係る日本年金機構（以下「機構」という。）の業務が二以上の年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。）に分掌されているときは、被保険者は、その被保険者に関する機構の業務を分掌する年金事務所」に改める。

第二条第一項中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の届出を受けたときは、厚生労働大臣にあっては関係する健康保険組合及び事業主に、健康保険組合にあっては厚生労働大臣又は関係する健康保険組合及び事業主に、その旨を通知しなければならない。

第二条第三項中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項及び前項」に、「社会保険事務所長等に」を「厚生労働大臣に」に、「その選択しようとする社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第二条の六第六号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十一条中「令」を「健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号。以下「令」という。）」に改める。

第十九条及び第二十条第一項中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二並びに第二十七条第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第二十八条及び第二十八条の二第一項中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十九条第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十五条、第三十七条第一項及び第三十八条中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。